

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	障害程度区分の認定	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第21条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>障害程度区分の認定は、障害者自立支援法第21条第1項及び障害者自立支援法施行令第10条第2項の規定により、徳島市障害程度区分審査会が行う審査及び判定の結果に基づいて行うものとする。徳島市障害程度区分審査会の審査判定基準は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条に定めるところによる。</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号） （障害程度区分の認定） 第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。</p> <p>2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号） （障害程度区分の認定手続） 第10条 市町村は、介護給付費及び特例介護給付費の支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けようとする障害者から法第20条第1項の申請があったときは、同条</p>
	参 考 事 項	<p>(1) 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） (2) 市町村審査会委員マニュアル</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 80日（休日を含む） （設定しないものについてはその理由）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

- 第2項の調査（同条第6項の規定により囑託された場合にあっては、当該囑託に係る調査を含む。）の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害程度区分に関し審査及び判定を求めるものとする。
- 2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害程度区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。
- 3 （略）
- 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）
（障害程度区分に関する審査判定基準等）
- 第2条 法第4条第4項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第10条第2項（令第13条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。
- (1) 区分1 次のイから八までのいずれかに掲げる状態
- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
 - ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が25分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
 - ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が25分未満又は32分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）
- (2) 区分2 次のイから八までのいずれかに掲げる状態
- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
 - ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が32分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
 - ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が32分未満又は50分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）
- (3) 区分3 次のイから八までのいずれかに掲げる状態
- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
 - ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が50分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
 - ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が五十分未満又は7

0分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

- (4) 区分4 次のイから八までのいずれかに掲げる状態
- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
 - ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が70分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
 - ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が70分未満又は90分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）
- (5) 区分5 次のイから八までのいずれかに掲げる状態
- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
 - ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が90分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
 - ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が90分未満又は110分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）
- (6) 区分6 次のイから八までのいずれかに掲げる状態
- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
 - ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が110分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
 - ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が110分未満であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

その他、障害程度区分認定の審査判定基準は、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領）、「市町村審査会委員マニュアル」（平成18年3月17日付事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）等による。